

令和5年11月20日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワーク いしかわ
理事長 橋本 明夫 様

カーター記念黒部名水マラソン実行委員会事務局

督促書への回答について

令和5年11月1日付けCSNI第23-84号でいただいた督促書について、下記のとおり回答いたします。

記

【第7項の対応の意味について】

現 行	大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者に故意または重大な過失がある場合に限り対応します。
意 味	対応について、主催者が責任を負うことを意味する。主催者に故意または重大な過失がある場合は、主催者が加入する保険の範囲内に限らず、損害賠償責任やその費用を負担することを意味する。